



特定非営利活動法人 (NPO法人)

kun こころの宮 会員規約 (2017年1月改定)

第1章 総則

第1条 (本規約の目的)

本規約は、特定非営利活動法人「kun こころの宮」(以下「当NPO法人」という)の会員資格等について定める。

第2条 (事業の目的)

この法人は、深層心理に触れたことで得た、たくさんの気づきから、知識・技術を取得したカウンセラーに対し、自信と実践力をつけるための場を提供するとともに、生きづらさを抱えたクライアントや老若男女すべての人を対象にアートセラピーや自然と触れ合う里山セラピー、子育て支援、傾聴講座等を行うことにより、自律を支援しより住みよい自然環境と人権が尊重され健康で安心して暮らせる社会の創造に寄与することを目的とする。

第3条 (活動の種類)

当NPO法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表

- 1号 (保健、医療又は福祉の増進を図る活動)
- 2号 (社会教育の推進を図る活動)
- 3号 (まちづくりの推進を図る活動)
- 5号 (農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動)
- 6号 (学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動)
- 7号 (環境の保全を図る活動)
- 8号 (災害救援活動)
- 9号 (地域安全活動)
- 10号 (人権の擁護又は平和の推進を図る活動)
- 11号 (国際協力の活動)
- 12号 (男女共同参画社会の形成の促進を図る活動)
- 13号 (子どもの健全育成を図る活動)
- 16号 (経済活動の活性化を図る活動)
- 17号 (職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動)
- 18号 (消費者の保護を図る活動)
- 19号 (前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)

第5条（事業の種類）

当NPO法人は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①カウンセラーの自律、支援を目的にした講座・セミナー等開催事業
- ②セラピー、カウンセリング講座等開催、受託事業
- ③福祉施設等への訪問カウンセリングやセラピー事業
- ④地域活性化のため子どもから大人まで幅広く参加できる居場所作り事業
- ⑤子どもの健全育成を図る事業
- ⑥ジェンダーフリーの社会を目指す啓発事業
- ⑦高齢者や若者へのサポート、障がい者の家族へのサポート事業
- ⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- ⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑪児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑫児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
- ⑭障害福祉法に基づく障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
- ⑮前各号に附帯する一切の事業

第2章 会員

第6条（会員種別）

会員は、次の3種類（正会員、登録カウンセラー・セラピスト会員、賛助会員、ボランティア会員）とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の会員とする

(1) 正会員

当NPO法人の目的に賛同して入会した個人（カウンセラー・セラピスト）

入会金 10,000円 年会費 10,000円

※会員有効期間は、毎年4月1日から翌年3末日までとする

(2) 登録カウンセラー・セラピスト会員

当NPO法人の目的に賛同して入会したカウンセラー・セラピスト

年会費 10,000円

※会員有効期間は、毎年4月1日から翌年3末日までとする

(2) 賛助会員（団体）

当NPO法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会する団体

入会金 10,000円 年会費 15,000円

※当NPO法人が開催する講座・セミナー等開催毎に、3名まで会員料金での受講が可能

※会員有効期間は、毎年4月1日から翌年3末日までとする。

(3) ボランティア会員

当 NPO 法人のカウンセラーと共に、施設等に傾聴ボランティアに参加できる。

注意：当 NPO 法人主催の「ボランティア養成講座、傾聴講座」等に参加すること。

年会費 3,000 円

※会員有効期間は、毎年 4 月から翌年 3 月末まで 1 年間とする。

第 7 条 (入会の申込)

会員として入会しようとする個人・団体は、kun 所定の入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出するものとする。

第 8 条 (入会の承認)

原則として、前条の入会申込書を提出した個人全員または全団体の入会を承認する。

ただし、以下に該当する個人・団体については、入会の承認を行わない場合がある。

- (1) 過去に会員資格を取り消された個人・団体からの申込があった場合
- (2) 入会申込にあたり記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、入会の承認を行わない正当な理由がある場合

理事長は、入会の承認を行わない場合は、その理由を該当する個人・団体に通知するものとする。

第 9 条 (入会金・年会費の納付)

入会を承認された個人・団体は、第 6 条に定める入会金・会費を当 NPO 法人が指定する金融機関の口座に入金する。なお、年会費の払込は一括払いのみとする。

本入会金・年会費の入金を当 NPO 法人が確認した時点をもって正式な入会の承認とし、その日を会員資格の発効日とする。

第 10 条 (会員証の発行)

前条により入会を承認された個人・団体には会員証を発行する。

第 11 条 (会員資格の更新)

会員の資格喪失がない限り、会員資格有効期間満了日の 30 日以上前に、当 NPO 法人から会員に対し、翌年度の会費請求書を発行する。同請求書に基づき払い込み期日までに会員が年会費の入金を行った時をもって会員資格が更新されたものとする。

第 12 条 (運営機関)

当 NPO 法人は、円滑な運営をするために、理事会は当 NPO 法人の決議機関とする。正会員は、理事会で決議したことを承認することができる。

第 13 条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない

特定非営利活動法人 kun こころの宮

理事長

長原 洋子 印

